第１号様式（要領第３関係）

令和　　 年度和歌山県産和牛消費拡大対策事業に係る同意書

　年　 月　 日

事業実施主体　殿

住 所

団体名・会社名

代表者名

私は、和歌山県産和牛消費拡大対策事業（以下この同意書において「本事業」という。）を実施するに当たり、下記の事項について同意します。

記

１ 本事業に係る要綱および取扱要領の内容を十分理解し、取引を行う実需者にも説明の上、事業を実施すること。

２ 全ての提出書類の内容を把握し、その内容について責任を持つこと。

３ 本事業の通知遅延や応募した消費拡大計画書の不承認その他本事業の手続に起因するあらゆる損害は自ら負担すること。

４ 本事業の交付対象となった県産ブランド和牛肉を、国の補助金などその他補助金において重複して申請することができないこと。

５ 事務局及び和歌山県の求めに応じて、本事業に係る取組情報を提供すること。

６ 以下に掲げる事項のうち、いずれかに該当することが確認された場合は、交付決定の取消しや不交付および返還等になることを理解し、また、それまでに交付された本事業に係る補助対象経費について、その全部又は一部を速やかに事業実施主体を通じて県へ返還すること。また、それに伴い発生する経費は全て自ら負担すること。

① 法令及び本要綱の規定に反する行為があった場合

② 本要綱に基づく県の指示や指導に正当な理由なく応じない場合

③ 本事業に係る提出書類等に虚偽（過剰な申請を含む。）が確認された場合

④ その他本事業の円滑な執行に支障となる行為が発覚した場合

７　以下のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しません。

　　(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する団体（以下「暴力団」という。）

　　(2) 代表者が暴力団員等（暴力団の構成員又は暴力団の構成員でなくなった日から５年を経過しない者をいう。以下同じ。）又は暴力団員等と密接な関係を有する者

(3) 暴力団、暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有する者がその事業活動を支配する者

８　本事業の交付対象となった実需者との取組内容は、事業終了後も継続するよう努めること。